**学校いじめ防止基本方針**

**１　はじめに**

　　私たち教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、全教育活動を通して、日々活動していかなければならない。

　　いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す心構えで取り組みたい。

　　そのためには、日頃から、保護者との関係づくりや地域や関係機関との連携に努めていかなければならない。

**２　未然防止に向けて**

　　全教育活動を通じて、人権尊重の精神に基づく活動を展開し、いじめの防止活動を推進する。

 (1)　道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方について学習を深める。

　　ア　朝の会・終わりの会での話合い活動

　　イ　「ハッピー吉岡っ子」の縦割り班活動

　　ウ　人権集会（なかよし委員会）の取組

 (2)　子どもが自ら考え、活動できる集団づくりに努める。

　　ア　学級の安心・安全ルールの作成と掲示

 イ　「フレンドツリー」の取組と掲示

 (3)　学校生活での悩みの解消を図るための教育相談を実施する。

　　ア　全教職員による定期的な教育相談の実施

 (4)　教職員が常に危機感を持って、子どもたちを見守るとともに、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう心掛ける。

 (5)　職員会議における情報交換や校内研修の充実を図る。

 (6)　家庭及び地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

 (7)　教職員や保護者に、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を伝えるなど、情報モラルに関する理解を深める。

**３　早期発見に向けて**

　　いじめ問題が発生していないかどうか、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

 (1)　子どもの声を聞く。

　　ア　毎月及び状況に応じての「学校生活に関するアンケート」

　　イ　日々の教育相談や個別の面談

 (2)　子どもの行動を見守る。

 (3)　保護者と情報を共有する。

　　ア　学校だより・学校ＨＰ

　　イ　積極的な電話連絡・家庭訪問

　　ウ　ＰＴＡ役員会

 (4)　地域と定期的に連携する。

　　ア　地域行事への参加

　　イ　学校運営協議会（CS）等関係機関との話合い

**４　早期対応に向けて**

　　いじめ問題が生じたときは、事実確認に基づき、適切な対応を行い、子どもや保護者が納得する解消を目指す。

 (1)　学級担任が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。

　　ア　いじめ防止対策委員会（校長、教頭、生徒指導、教務、研修、人権・同和教育主任、関係教職員、その他関係諸機関代表者）

(2)　被害者の子どもや保護者の立場に立ち、すばやく詳細な事実確認を行う。

 (3)　学校は、事実に基づき、子どもや保護者に説明する。

 (4)　加害者の子どもには、善悪を判断するよう指導し、反省・謝罪をさせる。（ただし、加害者の子どもの背景をしっかりと見据え、被害者の子どもが負わされている悩みやしんどさを考えて指導に当たる。）

 (5)　いじめが解消した後も、保護者と継続して連絡を取り合ったり、見守りを続けたりすることで、再発防止や早期発見に努める。

(6)　法を犯す行為や状況に応じて必要だと考えられる場合は、早期に警察や関係機関に協力を求める。

**５　学校評価**

 学校評価に人権に関する項目を入れ、定期的に取組の点検をし、必要に応じて方針の見直しをする。

 (1)　児童アンケート

　　ア　友達に思いやりのある優しい行動がとれているか

　　イ　友達と協力して活動しているか

　　ウ　友達同士はみんな仲が良いか

 (2)　保護者アンケート（年２回）

 ア　児童同士の温かい人間関係づくりができているか

 イ　友達と協力して活動しているか

　　ウ　一人一人の子どもを大切にした教育を進めているか

 エ　温かく楽しい学級づくりに努めているか

 (3)　教職員自己評価（毎学期３回）

　　ア　一人一人の子どもを大切にした教育を進めているか

 イ　温かく楽しい学級づくりに努めているか

 (4)　CS委員アンケート（年１回）

 ア　一人一人を大切にした教育をしていると思われるか

　　イ　児童は、毎日楽しく学校に行っていると思われるか

**６　家庭や地域に向けて**

 学校における様々な教育活動を通じて、保護者や地域の人権意識が高められるよう、全教職員が中核となって、人権・同和教育の推進を図る。

 (1)　人権・同和教育に視点をあてた授業参観と学級ＰＴＡ

 (2)　吉岡地区人権・同和教育学習会